

公共職業安定所において、受給資格の仮決定の案内を 確実にを行うため、職員向けマニュアル作成や研修等を実施

－ 当局のあっせんを踏まえた改善措置状況 －

総務省近畿管区行政評価局は、以下の行政相談を受け、行政改善推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）（※1）の意見を踏まえて検討した結果、会社から離職票交付が遅延しているなど、やむを得ない理由がある場合、受給資格の仮決定ができることを離職者に知らせることなど、離職者への案内が適切に行われるよう、令和7年3月21日、兵庫労働局にあっせんしました。（※2）

行政相談

3月末に退職し、4月に失業等給付の基本手当の受給を行うため公共職業安定所を訪問した際に、総合案内の担当者から「離職票を持ってきてください。」と言われたが、まだ退職した事業所から離職票を交付されていなかったため、その場で手続できなかった。その後（離職票が交付された6月頃）、離職票が退職時すぐに交付されなくても、受給資格の仮決定を行うことにより、基本手当を遡及して受給できたことを知った。4月時点で仮手続を知っていれば基本手当を受給できたはずであり、納得できない。

あっせんの内容

- ① 離職票を持参せずに公共職業安定所に来訪した離職者に対してより適切な案内が行われるよう、管内公共職業安定所の運用の改善を図ること。
- ② 「事業主からの離職票の交付が遅延しているなどやむを得ない場合には、公共職業安定所に相談の上、受給資格の仮決定手続ができる」など、当該手続に係る情報をホームページ等に掲載することにより、離職者に対するより丁寧な周知を行うこと。
- ③ 離職者から公共職業安定所に離職票の交付遅延に関する相談があった場合には、引き続き、公共職業安定所が当該事業主に対し、離職票を離職者に速やかに交付するよう指導するとともに、日頃から管内の事業主に対し、離職票の早期交付の励行を働きかけるなど一層の取組を行うこと。

この結果、同年5月14日に、兵庫労働局から以下のとおり改善措置を講じるとの回答がありました。

兵庫労働局の対応（要旨）

- ① 公共職業安定所における案内方法の改善
 受給資格の仮決定の手続等を希望する来所者を該当する窓口へ誘導できるように、総合受付職員向け案内マニュアルの作成等を行う。また、来所者及び電話相談者のニーズに応じた案内をできるよう所内研修を行い、案内漏れがないよう徹底を図る。
- ② ホームページ等における受給資格の仮決定手続の周知
 兵庫労働局のホームページに手続に係る情報を掲載（※3）するとともに、管内公共職業安定所のホームページに当該掲載先のリンクを設定することやリーフレットの配布等により周知を図る。
- ③ 雇用保険の離職票交付に係る事業主への指導
 離職者から離職票の交付遅延に関する相談があった場合には、事業主に対して速やかに手続を行うよう指導を徹底することや、被保険者でなくなった日の翌日から起算して10日を経過した日以降に離職票が提出された際には、離職者が雇用保険を受給するに当たり、極めて不利益な状況となることを理解させ、離職票の期限内交付を遵守するよう周知徹底を図る。
 また、公共職業安定所による事務処理後、マイナポータルを通じて離職者に直ちに離職票が交付される新サービス（※4）について、あらゆる機会を捉えて周知する。

(※1) 行政改善推進会議について、詳しくはこちら⇒ <https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki/kinki049.html>

(※2) 兵庫労働局に対して行ったあっせんについて、詳しくはこちら⇒ https://www.soumu.go.jp/main_content/000998296.pdf

(※3) 兵庫労働局のホームページの掲載先

URL はこちら⇒ https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/_122497.html

リンク先の「●仮決定のご案内(退職した事業所から離職票が届かない場合は?)」をクリックすると、受給資格の仮決定の手続の案内に遷移します。

兵庫労働局のホームページより

- Q&A ～ 労働者の皆様へ ～
- 失業認定申告書の記入方法 (YouTubeに移動します)
- 離職されたみなさまへ (リーフレット)
- **仮決定のご案内(退職した事業所から離職票が届かない場合は?)**
- 令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます。

求職者の皆さまへ

受給資格の仮決定手続きのご案内

退職した事業所から離職票が届かない場合は?

失業給付の受給手続きには原則として離職票が必要ですが、**離職票の交付が遅れているなど**のご事情がある場合、離職票がない状態で、**受給資格の仮決定手続き**を行うことができる場合があります。手続きを行っておくことで、後日、離職票が発行された際に手続きをされた日までのさかのぼって受給資格があったものとして判断することができます。

原則、離職日の翌日から12日目であれば受給資格の仮決定手続きを可能としていますが、閉庁日等の関係で取扱いが異なる場合がありますので、詳細につきましては、住居所を管轄するハローワークの雇用保険給付窓口へお問い合わせ下さい。

※ 身元確認書類(マイナンバーカード等)、退職したことがわかる書類(退職証明書等)及びご本人様名義の通帳等をご準備のうえ、ハローワークへ早めにご相談下さい。

ハローワークの所在地一覧・管轄は以下のURLをご確認ください
(https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html)

厚生労働省・兵庫労働局



(※4) マイナポータルを通じた「離職票」の直接交付サービス

公共職業安定所における事務処理後、退職した事業所から離職票等が郵送されるのを待つことなく、マイナポータルで離職票を直接受け取れるようになりました(令和7年1月からサービス開始)。

このサービスを利用するための条件など、詳しくは兵庫労働局のホームページをご確認ください。

URL はこちら⇒ https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_hoken/20241224.html

まぐみみ大阪



総務省行政相談センター

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 総務行政相談部

担当：首席行政相談官室(藤山、石本)

電話：06-6941-8166

E-mail：knk32@soumu.go.jp

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/kinki.html>

